

**特定受給資格者・特定理由離職者に係る国民健康保険料軽減申請書**

世帯主氏名			記号番号	39・一
軽減対象者氏名			整理番号	※
			生年月日	年 月 日
住所	西東京市 町 丁目 番 号 (アパート・マンション等 : )			
離職年月日	年 月 日		離職日時点の年齢	歳
離職理由 (雇用保険受給資格者証・通知に記載の離職理由コード)	<input type="checkbox"/> 特定受給資格者	11・12・21・22・31・32		
	<input type="checkbox"/> 特定理由離職者	23・33・34		
備考				

西東京市長 あて

上記のとおり、雇用保険受給資格者証（通知）を添えて西東京市国民健康保険料の軽減を申請します。

年 月 日

申請者 住 所 西東京市 町 丁目 番 号  
(アパート・マンション名 : )

電 話 ( )

氏 名

(市処理欄)

軽減対象期間	審査	入力	受付
年 月 日 ~ 年 月 日			

## 会社都合でご退職された方へ

# 国民健康保険料の軽減制度について

「倒産、解雇などによる離職」(特定受給資格者)や「雇い止めなどによる離職」(特定理由離職者)をされた方は国民健康保険料が軽減になる可能性があります。

### 要 件

軽減対象になる方は、以下のいずれにも当てはまる方です。

- ① 離職日時点で65歳未満の方 (65歳以上の方は対象にはなりません)
- ② ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の離職理由のコード番号が以下の方
  - 特定受給資格者 … 11、12、21、22、31、32
  - 特定理由離職者 … 23、33、34

### 軽減の金額

国民健康保険料は前年の所得などによって算定されております。

軽減は、前年の給与所得をその30／100とみなして行います。

### 軽減の期間

軽減期間は離職日の翌日から翌年度末です。

- ※ 途中で会社の社会保険に加入した場合等、国民健康保険を脱退すると終了しますのでご注意ください。
- ※ 西東京市から転出した場合は、転入先の市区町村で再度申請する必要があります。
- ※ 届出が遅れても遡及して軽減を受けることができますが、期間制限(時効)がありますので、なるべく早めにご申請ください。

### 必要書類

雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、資格確認書または資格情報のお知らせ

※ 「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険受給資格通知」以外の書類では受け付けできませんのでご注意ください。

### 受付場所

保険年金課国保加入係(田無庁舎2階)、市民課総合窓口係(防災・保谷保健福祉総合センター1階)及び各出張所

### お問い合わせ先

- ◎ 申請方法や軽減額について  
➡ 保険年金課国保加入係(田無庁舎2階) ☎ 042-460-9822(直通)
- ◎ 雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知の発行について  
➡ ハローワーク三鷹 ☎ 0422-47-8609

裏面が申請書です。

